

「動物愛護条例」を制定へ

触れ合い進め虐待監視

県

県はこのほどペットやモルモットなどの実験動物を保護する「動物愛護条例」を来年度中に制定する方針を決めた。

動物の危害を防ぐ現行の「飼い大条例」などの考え

方を一歩進め、動物愛護を啓発する内容。「動物愛護センター」を設置するほか、専門的な知識をもった動物保護監視員などを置き、動物と人との触れ合いを進め、動物の虐待を監視

する方針だ。

最近、趣味の多様化で、ヘビなど、は虫類のペットを買う人が増えてきている。他方で捨てイヌや捨てネコなどの苦情も多い。昨年暮れ、東京都内の病院で、実験に使われた後のイヌが、ひん死の状態で放置され、付近の住民が抗議する事件も起きており、全国の動物愛護団体から実験動物に対する扱いに批判の声が高まってきている。

県の計画によると、条例には、ペットの避妊を徹底する▽最後までペットの世話をし、捨てたりしない▽などの内容を盛り込む予定。捨てイヌ、捨てネコの通報があれば、監視員が飼い主を指導する。愛護センターでは、ウサギやイヌ、ネコなどを放し飼いにして公園をつくり、市民がいつでも動物と触れ合えるようにする、という。

実態がほとんど把握でき

ていないペットショップや実験動物を扱う業者についても、全国で初めて届け出制にし、業者の動物愛護の自覚を高める、という。